

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用について

令和元年5月31日
大通達甲(刑)第8号
警察本部長から生活安全部各
課・室長、刑事部各課・所長、
交通部各課・隊長、警備部各
課・隊長、各警察署長宛て

(概要)

この通達は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）の運用について、必要な事項を定めたものである。